

## 産地生産基盤パワーアップ事業評価書

都道府県名	事業実施 地区数 (ア)	評価対象 外地区数 (イ)	評価対象 地区数 (ア-イ)	成果目標の平均達成率 ※	評価対象地 区数のうち、都道府 県が地域協 議会へ改善 指導を必要 とした地区 数	地方農政局 等から都道 府県計画の 改善指導の 必要の有無	【参考】 評価対象地 区数のうち、達成率 80未満の地 区数	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
北海道	31	0	31	82.5	6	有	6	<p>令和5年度の評価対象の地区は31地区あり、北海道の平均達成率は82.5%であった。</p> <p>成果目標の達成率が80%未満の地区は6地区あり、販売額の増加を目標とした地区においては、高温による反収・品質の低下が未達の主な要因となっている。</p> <p>また、コスト削減を目標とした地区においては、上記に加え、昨今の電気料金や人件費等の上昇が未達の要因となっている。</p> <p>成果目標が未達となった地区に対しては、原因の分析や目標達成に向けた推進体制等について検討・整備させるとともに、早期の成果目標達成に向けて引き続き指導を行っている。</p>	<p>・成果目標達成率90%未満の地区について、未達となった主な原因は、高温障害による生産量の減少や品質低下のほか、労働力不足を起因とした人件費の増加や電気料金の高騰によるコスト増等があった。</p> <p>・次年度以降に成果目標の達成が見込まれる地区もあるが、成果目標の達成率が低調な地区に対しては、個々の未達要因を精査し、早期の成果目標達成に向けて的確な改善指導を行うよう、北海道に対して指導していく。</p>

※小数点第1位まで記載する

## 成果目標の達成率が80%未満の地域協議会

## 【北海道農政事務所】

都道府県名	市町村名	地域協議会名	整理番号	作物等区分 (対象作物名)	成果目標	現状値	目標値 (R5)	事業実施後(目標年度)	目標達成状況	(参考) 都道府県による改善指導の判断理由
								実績値		
北海道	芽室	芽室町農業再生協議会	8	キャベツ	②-1 単位面積当たり販売額の10%以上の増加	268,901円/10a (R1)	352,000円/10a	303,800円/10a	42.1%	高温により製品率の低下したことにより目標達成率は42.1%と達成水準には到達していない。契約先との金額調整の他、今後の安定生産に向け、高温対策を講じていく必要がある。
北海道	ふらの地区	富良野市農業再生協議会	5	野菜(玉ねぎ)	①-2 集出荷・加工コストの10%以上の削減	5,963円/t (R1)	6,693円/t	3,535円/t	-30.1%	令和5年度は全道的に記録的な猛暑により、収穫量が確保できず未達成となった。
北海道	オホーツク地区	大空町農業再生協議会	7	豆類	②-1 単位面積当たり販売額の10%以上の増加	61,318円/10a (R2)	67,838円/10a	56,941円/10a	-67.1%	単価の低い大豆の増加及び小豆の2次成長による著しい品質低下に伴う収量減等により、販売額は伸び悩んでいるものの、作付面積・生産量ともに増加していることから、品質の向上による目標達成を見込んでいる。
北海道	石狩地域	石狩市農業再生協議会	2	小麦種子、豆類種子	①-2 集出荷・加工コストの10%以上の削減	9,705円/t (R2)	8,604円/t	11,495円/t	-162.6%	令和5年度は、高温や干ばつにより収量が確保できなかったことが目標未達成の主な原因と考えられる。引き続き、天候に左右されない営農技術について指導をしていく。
北海道	ふらの地区	富良野市農業再生協議会	7	ブロッコリー	②-2 総販売額の10%以上の増加	66,914,701円 (R2)	83,100,600円	25,824,995円	-241.4%	令和5年度の猛暑による収穫量の減少が生じ、未達成になったと考えられるが、面積自体は一定程度確保できていることから、今後達成に向けて関係機関と連携し、天候に左右されない営農技術等に取り組むことで、達成を目指していただきたい。
北海道	ニセコ町	ニセコ町地域農業再生協議会	2	豆類 (大豆、小豆)	⑥ 労働生産性の6%以上の向上	12,889円/時間 (R2)	13,796円/時間	8,821円/時間	-449%	機械導入の効果もあり、現状年と比較して労働時間は着実に減少している。高温及び長期降雨に起因する腐敗流、着色粒、褐斑病の発生及び病害虫等による記録的な不作や、長雨により収穫適期に作業ができない等の複合的な要因により、出荷量が激減したため、目標達成に至らなかったと考える。平年どおりの生産量を確保することができれば、目標達成できると見込む。

(注) 1. 本表は、要領第16の4により、都道府県が改善措置の指導が必要とした地域協議会のうち、成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会(要領第17の2関係)について記入する。

2. 実績欄は、地域(県又は国を含む)の販売単価による価格補正を行っている場合は価格補正後の実績を記入する。